

離島地域における揮発油税の減免

昭和28年の離島振興法制定以来、国や地方公共団体においては、離島の交通基盤や産業基盤の整備等公共投資をはじめ、各種の離島振興策に懸命に取り組んできたが、離島の現実には、人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業も多く課題を抱えるなど、極めて厳しい状況となっている。

これは、離島の生活必需品価格の高さや、経済活動に必要な生産資材や原料等のコスト高といった、本土からの隔絶性等に起因する離島の不利条件が大きく影響しているものであり、このような不利条件が離島での定住や産業発展の阻害要因となり、人口減少等の厳しい状況をもたらしているものと考えられる。

これら離島の不利条件のなかでも、本土より高いガソリン価格は、離島のように、公共交通機関が発達しにくく、自家用車に大きく依存している地域では、島民生活のとりわけ大きな負担となっている。

また、農林水産業や観光、商工業等、産業経済活動においても、ガソリン価格差によるコスト増を販売価格等へ転嫁できないため、本土との厳しい競争を余儀なくされている。

国土交通省の調査によると、離島を有する都道府県の平成22年1月のガソリン価格の平均が127円であるのに対し、これら都道府県の離島のガソリン価格の平均は149円であり、離島の方が22円高い状況にある。

また、九州・沖縄・山口9県においても、同時期の9県のガソリン価格の平均が128円であるのに対し、9県の離島では145円であり、離島の方が17円高い状況にある。

このガソリン価格の格差は、島民や地方公共団体の自助努力だけでは解決できない問題であり、その是正は、永年にわたる離島島民の悲願である。

また、このガソリン価格の格差是正は、本土と離島の競争条件同一化につながる対策の大きな柱として、離島の自立的発展を促す契機となるものであり、ひいては国民経済の発展にも寄与するものである。

こうした現状に鑑み、国におかれては、地方財政に影響を及ぼさないよう十分に配慮した上で、離島地域における揮発油税の減免措置を講じられるよう強く要望する。

平成22年10月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞